

一般社団法人京都電業協会青年部会会則

第1条 (名称)

本会は一般社団法人京都電業協会青年部会という。

第2条 (所在地)

本会は一般社団法人京都電業協会（以下「協会」という。）事務局内に置く。

第3条 (目的)

本会は部会員相互の研鑽と親睦並びにその活動を通じて社会に奉仕することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 部会員の研鑽を図るため次の行事を企画、実施する。
 - ・講習会
 - ・研修会
 - ・見学会
- (2) 部会員の親睦を図るため次の行事を企画、実施する。
 - ・親睦会
 - ・研修交流会
- (3) 社会に奉仕するために次の行事を企画、実施する。
 - ・ボランティア活動
- (4) 業界を啓発・発展するために次の行事を企画、実施する。
 - ・高校への啓発活動
- (5) 協会事業への参画及び協力。

第5条 (会員)

本会の会員は協会社員企業に所属し、代表者又はそれに準ずる方で年齢は55歳までとし、各社1名とする。

第6条 (役員及び任期)

1. 本会運営のため、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部長 2名
- (3) 会計 1名

2. 役員は総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3. 本会相談役として協会役員より1名選任する。

第7条 (総会)

1. 総会は部会長の招集により年1回開催する。
2. 総会の議長は部会長がこれにあたる。
3. 総会は過半数の出席をもって成立し、議事は出席会員の過半数の同意により成立する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第8条 (会計)

1. 運営費は年会費、協会の助成費及び寄付金とする。
2. 年会費は10,000円とする。
3. 事業実施に伴い必要がある場合は会員から特別会費を徴収することができる。
4. 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
5. 総会において会計報告を行う。

附 則

1. 本会則は、平成15年4月1日から施行する。
2. 本会則は、平成26年4月1日から施行する。
3. 本会則は、平成30年4月1日から施行する。
4. 本会則は、令和4年6月10日から施行する。